

【別表1】 受験資格及び免除の範囲

※網掛け部の経歴の方は、本県において指導員試験を受験することができます。(網掛け部以外でも一部受験可の場合有り。)  
 その他の経歴の方も、他の一部の都道府県において受験することができますので、ホームページ等でご確認下さい。

受験資格 (主なもの)		必要な実務経験年数	免除の範囲			
			実技	学科		
				系基礎学科	専攻学科	指導方法
技能検定	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者 (バルコニー施工及び電子回路接続を除く)	—	○	○	○	
	免許職種に関し技能検定2級合格者で (1) 大学又は高等専門学校において関連学科を修めて卒業し、その後必要実務経験年数を有する者 (2) 応用課程の高度職業訓練において関連学科を修めて修了した者 (3) 専門課程の高度職業訓練において関連学科を修めて修了し、その後必要実務経験年数を有する者	下記参照	○	○	○	
学校教育	●大学卒業	1年		○	○	
	●高等専門学校卒業	2年		○	○	
	●短期大学卒業	2年				
	●職業課程の高等学校卒業	3年				
	高等学校及び中等教育学校の卒業	5年				
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年				
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年				
実務経験のみ(免許職種に関した実務経験)		8年				
免許職種に関し 職業訓練指導員試験において	実技試験の合格者	—	○			
	系基礎学科の合格者	—		○		
	専攻学科の合格者	—			○	
	指導方法の合格者	—				○
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—				○
他の法令による受験資格及び免除の範囲		—	別表2参照			

※1 ●印は免許職種に関する学科を履修していること。  
 ※2 ○印は免除される範囲。  
 ※3 実務経験必要年数とは、修了(卒業)後に当該免許職種に関した実務経験年数です。

【別表2】 他の法令による受験資格及び免除の範囲

※下表の試験免除資格取得者は、左欄の免許職種について、本県において指導員試験を受験することができます。

免許職種 (主なもの)	試験免除資格	免除の範囲			
		実技	学科		
			系基礎学科	専攻学科	指導方法
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技師の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有するもの	○	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの、保健師助産師看護法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	○	○	○	
上記以外の指導員免許職種については、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に定めるとおりです。					

※1 ○印は免除される範囲。

【別表3】 職業訓練指導員免許職種と技能検定の対応表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	ガラス科	ガラス製品製造
造園科	造園	ほうろう製品科	ほうろう加工
森林環境保全科		陶磁器科	陶磁器製造
鉄鋼科	金属溶解	ブロック建築科	れんが積み、ブロック建築、エーエルシーパネル施工
鋳造科	金属溶解、鋳造、粉末冶金、ダイカスト	石材科	石材施工、コンクリート積みブロック施工
鍛造科	鍛造	麺科	製麺
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
機械科	機械加工、放電加工、金型製作、工業彫刻、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
		水産物加工科	水産練り製品製造
塑性加工科	金属プレス加工、工場板金、鉄工、建築板金	発酵科	みそ製造、酒造
		建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、建築図面製作、サッシ施工
構造物鉄工科	鉄工	屋根科	かわらぶき
金属表面処理科	めつき、アルミニウム陽極酸化処理鉄工	とび科	とび
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	左官・タイル科	左官、タイル張り
メカトロニクス科	電気機器組立て	築炉科	れんが積み、築炉
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図	畳科	畳製作
自動車製造科	内燃機関組立て	配管科	配管、浴槽設備施工
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	住宅設備機器科	
造船科	鉄工	さく井科	さく井、ウエルポイント施工
時計科	時計修理	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工、光学機器製造	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、建築図面製作
光学機器科	光学機器製造		
理化学機器科	家庭用電気治療器調整	スレート科	スレート施工
製材機械科	切削工具研削、製材のこ目立て	建築板金科	建築板金
内燃機関科	内燃機関組立て	防水科	防水施工
縫製機械科	縫製機械整備	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
建設機械科	建設機械整備	床仕上げ科	内装仕上げ施工
農業機械科	農業機械整備	熱絶縁科	熱絶縁施工
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工	サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工
織機調整科	織機調整	土木科	ウエルポイント施工
染色科	染色	化学分析科	化学分析
ニット科	ニット製品製造	漆器科	漆器製造
洋裁科	婦人子供服製造	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
洋服科	紳士服製造	印章彫刻科	印章彫刻
和裁科	和裁	表具科	表装
寝具科	寝具製作	塗装科	塗装、塗料調色
帆布製品科	帆布製品製造	広告美術科	広告美術仕上げ
縫製科	布はく縫製	義肢装具科	義肢・装具製作
木型科	木型製作	工業包装科	工業包装
木工科	木工機械調整、機械木工、家具製作、建具製作、製材のこ目立て	写真科	写真
		建築物衛生管理科	ビルクリーニング
木材工芸科	漆器製造	建築物設備管理科	ビル設備管理
竹工芸科	竹工芸	日本料理科	調理
紙器科	紙器・段ボール箱製造	中国料理科	調理
製版・印刷科	製版、印刷	西洋料理	調理
製本科	製本	フラワー装飾科	フラワー装飾
プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形		